

京都市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 253 号

京都市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

京都市駐車場条例施行規則の一部を次のように改正する。

目次中「第23条・」を「第22条の2～」に改める。

第16条各号列記以外の部分中「第23条第2項」を「第23条の3第2項」に改める。

第17条中「第9号様式」を「第1号様式」に改め、「それぞれ」の右に「駐車施設を設置しようとする場所を継続して使用することができる権原を証する図書及び」を加え、「当該変更しよう」を「当該変更をしよう」に改める。

第19条の3各号列記以外の部分中「次に掲げる事項を記載した届出書」を「公共交通利用促進措置廃止届(第4号様式)」に改め、同条各号を削り、同条を第19条の5とする。

第19条の2第1項を次のように改める。

条例第26条の2第2項の規定による公共交通利用促進計画(同項に規定する公共交通利用促進計画をいう。以下同じ。)の提出は、公共交通利用促進計画書(第2号様式)の正本及び副本に、それぞれ公共交通利用促進措置(条例第26条の2第1項に規定する公共交通利用促進措置をいう。以下同じ。)の詳細を明らかにする図書及び別表第5に掲げる図書(同条第2項後段の規定による変更の承認を受けようとする場合にあっては、当該変更をしようとする事項に係る図書に限る。)を添えて行うものとする。

第19条の2第2項中「条例第26条の2第2項の規定による公共交通利用促進計画」を「前項」に改め、同条第3項中「第23条第1項前段」を「第23条、第23条の2及び第24条」に改め、同条に次の1項を加える。

4 市長は、第1項の提出があった場合において、当該計画の承認又は不承認の決定をしたときは、当該提出に係る公共交通利用促進計画書の副本に必要な事項を記載し、提出者に返付する。

第19条の2を第19条の3とし、同条の次に次の1条を加える。

(公共交通利用促進措置の開始の届出)

第19条の4 条例第26条の2第2項の規定による承認を受けた者は、公共交通利用促進措置(当該承認が同項後段の規定による変更の承認である場合にあっては、当該変更

後の公共交通利用促進計画に係る公共交通利用促進措置)を開始したときは、公共交通利用促進措置開始届(第3号様式)に当該公共交通利用促進措置を開始したことを証する図書を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。

第19条の次に次の1条を加える。

(駐車施設の規模の特例の適用を受ける建築物)

第19条の2 条例第26条の2第1項に規定する別に定める建築物は、次に掲げる建築物(特定用途に供するものに限る。)とする。

- (1) 歴史的都心地区内にある建築物
- (2) 移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第1条第1項第5号に規定する鉄道駅又は同項第6号に規定する軌道停留場の改札口(改札口がない駅にあっては、乗降場の出入口。以下「駅等の改札口」という。)から500メートルの範囲内にある建築物
- (3) 建築基準法別表第2(に)項第2号に掲げる工場の用途に供する建築物
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が相当と認める建築物

第20条各号列記以外の部分中「第27条第3項」を「第27条第5項」に改める。

第21条第1項中「第10号様式」を「第5号様式」に改め、「図書」の右に「(同条後段の規定による変更の届出をする場合にあつては、当該変更をしようとする事項に係る図書に限る。)」を加え、同条第2項中「を受理した」を「があつた」に改める。

第21条の2各号列記以外の部分中「次に掲げる事項を記載した届出書により」を「既存駐車施設規模特例適用届(第6号様式)の正本及び副本に、それぞれ別表第5に掲げる図書(既存駐車施設(同条第1項に規定する既存駐車施設をいう。以下同じ。)に関する配置図に限る。)を添えて」に改め、同条各号を削り、同条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の届出があつたときは、当該届出に係る届出書の副本に必要な事項を記載し、提出者に返付する。

第21条の3を次のように改める。

(既存駐車施設における公共交通利用促進計画の承認)

第21条の3 第19条の3の規定は、条例第29条の3第2項の規定による公共交通利用促進計画の提出について準用する。この場合において、第19条の3条第3項中「の駐車台数」とあるのは、「の駐車台数(条例第29条の2の規定により既存駐車施設の所有者又は管理者が駐車施設の規模を同条第1項に規定する適用駐車施設規模又は同条第

2項に規定する場合に付置すべき駐車施設の規模としている場合にあっては、当該駐車施設の駐車台数」と読み替えるものとする。

第21条の4各号列記以外の部分中「条例」を「第19条の5の規定は、条例」に、「は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする」を「について準用する」に改め、同条各号を削る。

第22条中「第23条第1項」の右に「、第24条」を加える。

第4章中第23条の前に次の1条を加える。

(報告又は資料の提出の手続)

第22条の2 市長は、条例第31条の規定により、条例第26条の2第2項又は第29条の3第2項の規定による承認を受けた者に対し、定期的に公共交通利用促進措置に関して報告及び資料の提出を求めるものとする。

2 前項の報告及び資料の提出は、公共交通利用促進措置実施状況報告書(第7号様式)に、次に掲げる図書を添えて行わせるものとする。

- (1) パンフレットその他の実施した公共交通利用促進措置の内容を明らかにする図書
- (2) 公共交通利用促進措置の実施状況を撮影した写真
- (3) 建築物の周辺の交通の状況を撮影した写真
- (4) その他市長が必要と認める図書

第23条中「第11号様式」を「第8号様式」に改める。

別表第5中「及び第21条」を「、第19条の3及び第21条から第21条の3まで」に改め、同表備考中2を3とし、1を2とし、2の前に次のように加える。

- 1 建築物に既存部分があるときは、当該既存部分に係る建築基準法第6条第1項、第6条の2第1項又は第18条第3項に規定する確認済証の写し及びその用途別の延べ面積を記載した各階平面図を添付しなければならない。

別表第5備考に次のように加える

- 4 公共交通利用促進計画書に添付する駐車施設に関する付近見取図には、最寄りの駅等の改札口との距離を明示しなければならない。

第1号様式から第10号様式までを削り、別表第5の次に次の7様式を加える。

第1号様式 (第17条関係)

設置
承認申請書
駐車施設
変更

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所 (法人にあっては, 主たる事務所の所在地)	申請者の氏名 (法人にあっては, 名称及び代表者名) 電話 -

<input type="checkbox"/> 第1項 <input type="checkbox"/> 第2項 <input type="checkbox"/> 第3項		<input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 変更	の		
京都市駐車場条例第26条の規定により駐車施設の承認を申請します。					
代 理 者	住所 (法人にあっては, 主たる事務所の所在地)				
	氏名 (法人にあっては, 名称及び代表者名) 電話 -				
駐 車 施 設	所 在 地	京都市 区			
	権 利 関 係	<input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> その他 ()			
	駐車施設の使用に関する契約等の相手方	住所 (法人にあっては, 主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあっては, 名称及び代表者名) 電話 -			
規 模		広 場 式	建 物 式	機 械 式	計
	自 動 車	台分 (台)	台分 (台)	台分 (台)	台分 (台)
	自 動 二 輪 車	台分 (台)	台分 (台)	台分 (台)	台分 (台)

建築物	敷地	地名 地番	京都市 区				
		用途 地域		駐車場整備地区 の指定の有無	□有 □無		
	名称			用途			
	工事の種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> その他		階数	地上階	地下階	
			特 定 用 途			非特定用途	計
			商業系施設	事務所等	工場等		
	申請部分の延べ面積 (平方メートル)						
	既存部分の延べ面積 (平方メートル)	基準日前					
		基準日以後					
	京都市駐車場 条例の規定に よる駐車施設 の規模	自動車	算定式				台
特例による引下げ後の規模				台			
自動二輪車		算定式				台	
申請の理由							

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 駐車施設の規模の欄の()内には、当該駐車施設全体の台数を記入してください。

3 「広場式」とは、屋根及び柱又は壁を有しない駐車施設をいいます。

4 「建物式」とは、建築物の中に設置される駐車施設をいいます。

5 「機械式」とは、昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造の駐車施設をいいます。

6 「駐車場整備地区」とは、駐車場法第3条第1項の規定による駐車場整備地区をいいます。

- 7 「基準日」とは、平成3年10月1日をいいます。
- 8 「特定用途」とは、商業系施設、事務所等又は工場等をいいます。
- 9 「商業系施設」とは、劇場、映画館、演芸場、観覧場、結婚式場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、百貨店その他の店舗、病院又は卸売市場をいいます。
- 10 「事務所等」とは、放送用スタジオ又は事務所をいいます。
- 11 「工場等」とは、公会堂、集会場、展示場、斎場、体育館、倉庫又は工場をいいます。
- 12 「非特定用途」とは、特定用途以外の用途をいいます。
- 13 「特例による引下げ後の規模」とは、京都市駐車場条例第26条の2第1項の規定による駐車台数を減じる措置を受けた後の駐車施設の規模をいいます。
- 14 申請の理由の欄は、2以上の建築物の駐車施設を合わせて設置するときは、申請者以外に当該駐車施設の使用に関して権利を有する者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）も記入してください。
- 15 この申請書には、次に掲げる図書（変更の承認を受けようとする場合にあっては、当該変更をしようとする事項に係る図書に限る。）を添付してください。
 - (1) 登記事項証明書又は使用契約書その他の駐車施設を継続して使用することができる権原を証する図書
 - (2) 駐車施設に関する付近見取図、配置図、各階平面図、自動車の出入口を有する面の立面図及び2面以上の断面図。ただし、駐車施設の全部が広場式であるときは、自動車の出入口を有する面の立面図及び2面以上の断面図は、不要です。
 - (3) 建築物に関する配置図及び各階平面図
 - (4) 建築物に既存部分があるときは、当該既存部分に係る建築基準法第6条第1項、第6条の2第1項又は第18条第3項に規定する確認済証の写し及びその用途別の延べ面積を記載した各階平面図
 - (5) 駐車施設が特殊な装置を用いるものであるときは、当該特殊な装置の構造図及び駐車場法施行令第15条の規定による国土交通大臣の認定を証する書類の写し又は当該特殊な装置が当該認定を受けた特殊な装置と同等以上の能力を有することを証する書類

第2号様式 (第19条の3及び第21条の3関係)

公共交通利用促進計画書

(宛先) 京都市長	年 月 日
提出者の住所 (法人にあっては, 主たる事務所の所在地)	提出者の氏名 (法人にあっては, 名称及び代表者名)
	電話 —

京都市駐車場条例		<input type="checkbox"/> 第26条の2第2項 <input type="checkbox"/> 第29条の3第2項		の規定により公共交通利用促進計画を提出します。	
代 理 者		住所 (法人にあっては, 主たる事務所の所在地)			
		氏名 (法人にあっては, 名称及び代表者名)			
		電話 —			
建 築 物	敷地	地名 地番	京都市 区		
		用途 地域		駐車場整備地区の指定の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	名 称		用 途		
	工事の種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> その他	階 数	地上 階	地下 階
	最寄りの駅等	名 称			
	建築物から駅等の改札口までの距離	メートル			

		特 定 用 途			非特定 用途	計
		商業系施設	事務所等	工場等		
新築，増築又は用途 変更により増加する 部分の延べ面積（平 方メートル）						
既存部分 の延べ面 積（平方 メート ル）	基準日前					
	基準日以 後					
公 共 交 通 利 用 促 進 計 画	公共交通利用促進措 置の概要					
	公共交通利用促進措 置の周知の方法					
	減じること を希望する 駐車施設の 駐車台数	自 動 車				
自 動 二 輪 車						台
京都市駐車場条例の 規定による駐車施設 の規模	自 動 車	算定式				台
		特例による引下げ後の規模				台
	自 動 二 輪 車	算定式				台
		設置する自動二輪車の駐車施設の規模				台

注1 該当する□には，レ印を記入してください。

2 「駐車場整備地区」とは，駐車場法第3条第1項の規定による駐車場整備地区をいいます。

- 3 「駅等」とは、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第1条第1項第5号に規定する鉄道駅又は同項第6号に規定する軌道停留場をいいます。
- 4 「駅等の改札口」とは、駅等の改札口（改札口がない駅にあつては、乗降場の出入口）をいいます。
- 5 「基準日」とは、平成3年10月1日をいいます。
- 6 「特定用途」とは、商業系施設、事務所等又は工場等をいいます。
- 7 「商業系施設」とは、劇場、映画館、演芸場、観覧場、結婚式場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、百貨店その他の店舗、病院又は卸売市場をいいます。
- 8 「事務所等」とは、放送用スタジオ又は事務所をいいます。
- 9 「工場等」とは、公会堂、集会場、展示場、斎場、体育館、倉庫又は工場をいいます。
- 10 「非特定用途」とは、特定用途以外の用途をいいます。
- 11 「特例による引下げ後の規模」とは、京都市駐車場条例第26条の2第1項の規定による駐車台数を減じる措置を受けた後の駐車施設の規模をいいます。
- 12 申請の理由の欄は、2以上の建築物の駐車施設を合わせて設置するときは、申請者以外に当該駐車施設の使用に関して権利を有する者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）も記入してください。
- 13 この書面には、次に掲げる図書（変更の承認を受けようとする場合にあっては、当該変更をしようとする事項に係る図書に限る。）を添付してください。
 - (1) 公共交通利用促進措置の詳細を明らかにする図書
 - (2) 駐車施設に関する付近見取図、配置図、各階平面図、自動車の出入口を有する面の立面図及び2面以上の断面図。ただし、駐車施設の全部が広場式であるときは、自動車の出入口を有する面の立面図及び2面以上の断面図は、不要です。
 - (3) 建築物に関する配置図及び各階平面図
 - (4) 建築物に既存部分があるときは、当該既存部分に係る建築基準法第6条第1項、第6条の2第1項又は第18条第3項に規定する確認済証の写し及びその用途別の延べ面積を記載した各階平面図

- (5) 駐車施設が特殊な装置を用いるものであるときは、当該特殊な装置の構造図及び駐車場法施行令第15条の規定による国土交通大臣の認定を証する書類の写し又は当該特殊な装置が当該認定を受けた特殊な装置と同等以上の能力を有することを証する書類

第3号様式 (第19条の4関係)

公共交通利用促進措置開始届

(宛先) 京都市長	年 月 日
届出者の住所 (法人にあっては, 主たる事務所の所在地)	届出者の氏名 (法人にあっては, 名称及び代表者名) 電話 ー

京都市駐車場条例施行規則第19条の4の規定により公共交通利用措置の開始を届け出ます。		
建築物	所在地	
	名称	
代理者	住所 (法人にあっては, 主たる事務所の所在地)	
	氏名 (法人にあっては, 名称及び代表者名) 電話 ー	
直近に市長の承認を受けた公共交通利用促進計画	承認年月日	年 月 日
	承認番号	第 号
	公共交通利用促進措置の概要	
	公共交通利用促進措置の周知の方法	
	公共交通利用促進措置を開始した年月日	年 月 日

注 この届出書には, 公共交通利用促進措置を開始したことを証する図書を添付してください。

第4号様式 (第19条の5及び第21条の4関係)

公共交通利用促進措置廃止届

(宛先) 京都市長	年 月 日
届出者の住所 (法人にあつては, 主たる事務所の所在地)	届出者の氏名 (法人にあつては, 名称及び代表者名) 電話 ー

<input type="checkbox"/> 第26条の2第3項 京都市駐車場条例		<input type="checkbox"/> 第29条の3第3項 の規定により届け出ます。
建築物	所在地 名称	
代理人		住所 (法人にあつては, 主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあつては, 名称及び代表者名) 電話 ー
直近に市長の承認を受けた公共交通利用促進計画	承認年月日 承認番号	年 月 日 第 号
公共交通利用促進措置を廃止する年月日		年 月 日
廃止の理由		

注 該当する口には, レ印を記入してください。

第5号様式 (第21条関係)

設置 届
付置駐車施設 変更

(宛先) 京都市長	年 月 日
届出者の住所 (法人にあつては, 主たる事務所の所在地)	届出者の氏名 (法人にあつては, 名称及び代表者名) 電話 —

京都市駐車場条例第28条の規定により付置駐車施設の <input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 変更 について届け出ます。																	
代 理 者	住所 (法人にあつては, 主たる事務所の所在地)																
	氏名 (法人にあつては, 名称及び代表者名) 電話 —																
駐 車 施 設	所 在 地 京都市 区																
	規 模	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>広 場 式</th> <th>建 物 式</th> <th>機 械 式</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自 動 車</td> <td>台分 (台)</td> <td>台分 (台)</td> <td>台分 (台)</td> <td>台分 (台)</td> </tr> <tr> <td>自 動 二 輪 車</td> <td>台分 (台)</td> <td>台分 (台)</td> <td>台分 (台)</td> <td>台分 (台)</td> </tr> </tbody> </table>		広 場 式	建 物 式	機 械 式	計	自 動 車	台分 (台)	台分 (台)	台分 (台)	台分 (台)	自 動 二 輪 車	台分 (台)	台分 (台)	台分 (台)	台分 (台)
		広 場 式	建 物 式	機 械 式	計												
	自 動 車	台分 (台)	台分 (台)	台分 (台)	台分 (台)												
自 動 二 輪 車	台分 (台)	台分 (台)	台分 (台)	台分 (台)													
管 理 者	住所 (法人にあつては, 主たる事務所の所在地)																
	氏名 (法人にあつては, 名称及び代表者名) 電話 —																

建築物	敷地	地名 地番	京都市 区				
		用途 地域				駐車場整備地区 の指定の有無	□有 □無
	名称				用途		
	工事の種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> その他			階数	地上階	地下階
			特 定 用 途			非特定 用途	計
			商業系施設	事務所等	工場等		
	届出部分の延べ面積 (平方メートル)						
	既存部分の延べ面積 (平方メートル)	基準日前					
		基準日以後					
	京都市駐車場 条例の規定に よる駐車施設 の規模	自動車	算定式				台
特例による引下げ後の規模				台			
自動二輪車		算定式				台	

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 駐車施設の規模の欄の () 内には、当該駐車施設全体の台数を記入してください。

3 「広場式」とは、屋根及び柱又は壁を有しない駐車施設をいいます。

4 「建物式」とは、建築物の中に設置される駐車施設をいいます。

5 「機械式」とは、昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造の駐車施設をいいます。

- 6 「駐車場整備地区」とは、駐車場法第3条第1項の規定による駐車場整備地区をいいます。
- 7 「基準日」とは、平成3年10月1日をいいます。
- 8 「特定用途」とは、商業系施設、事務所等又は工場等をいいます。
- 9 「商業系施設」とは、劇場、映画館、演芸場、観覧場、結婚式場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、百貨店その他の店舗、病院又は卸売市場をいいます。
- 10 「事務所等」とは、放送用スタジオ又は事務所をいいます。
- 11 「工場等」とは、公会堂、集会場、展示場、斎場、体育館、倉庫又は工場をいいます。
- 12 「非特定用途」とは、特定用途以外の用途をいいます。
- 13 「特例による引下げ後の規模」とは、京都市駐車場条例第26条の2第1項の規定による駐車台数を減じる措置を受けた後の駐車施設の規模をいいます。
- 14 この届出書には、次に掲げる図書(変更の届出をしようとする場合にあっては、当該変更をしようとする事項に係る図書に限る。)を添付してください。
 - (1) 駐車施設に関する付近見取図、配置図、各階平面図、自動車の出入口を有する面の立面図及び2面以上の断面図。ただし、駐車施設の全部が広場式であるときは、自動車の出入口を有する面の立面図及び2面以上の断面図は、不要です。
 - (2) 建築物に関する配置図及び各階平面図
 - (3) 建築物に既存部分があるときは、当該既存部分に係る建築基準法第6条第1項、第6条の2第1項又は第18条第3項に規定する確認済証の写し及びその用途別の延べ面積を記載した各階平面図
 - (4) 駐車施設が特殊な装置を用いるものであるときは、当該特殊な装置の構造図及び駐車場法施行令第15条の規定による国土交通大臣の認定を証する書類の写し又は当該特殊な装置が当該認定を受けた特殊な装置と同等以上の能力を有することを証する書類

第6号様式 (第21の2条関係)

既存駐車施設規模特例適用届

(宛先) 京都市長	年 月 日
届出者の住所 (法人にあつては, 主たる事務所の所在地)	届出者の氏名 (法人にあつては, 名称及び代表者名)
	電話 -

京都市駐車場条例第29条の2 <input type="checkbox"/> 第1項 <input type="checkbox"/> 第2項 の規定により既存駐車施設の特例の適用を受けたいので届け出ます。						
代 理 者	住所 (法人にあつては, 主たる事務所の所在地)					
	氏名 (法人にあつては, 名称及び代表者名)					
						電話 -
既存 駐車 施設	所 在 地	京都市 区				
	規 模	広 場 式	建 物 式	機 械 式	計	
		台分(台)	台分(台)	台分(台)	台分(台)	
	位置の特例の承認を受けている台数			台		
建 築 物	敷 地	地 名	京都市 区			
		地 番				
	用 途 地 域				駐車場整備地区の指定の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		名 称		用 途		
			特 定 用 途			非特定用途
商業系施設			事務所等	工場等		
届出部分の延べ面積 (平方メートル)	基準日 前					
	基準日 以後					

届出後の駐 車施設の規 模		広 場 式	建 物 式	機 械 式	計	
	自動車	台分(台)	台分(台)	台分(台)	台分(台)	台分(台)
自動二輪 車	台分(台)	台分(台)	台分(台)	台分(台)	台分(台)	
京都市駐車 場条例の規 定による駐 車施設の規 模	自動車	算定式				台
		特例による引下げ後の規模				台
自動二輪 車	算定式					台

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 「既存駐車施設」とは、京都市駐車場条例（以下「条例」という。）第29条の2第1項に規定する既存駐車施設をいいます。

3 既存駐車施設の規模の欄及び届出後の駐車施設の規模の欄の（ ）内には、当該駐車施設全体の台数を記入してください。

4 「広場式」とは、屋根及び柱又は壁を有しない駐車施設をいいます。

5 「建物式」とは、建築物の中に設置される駐車施設をいいます。

6 「機械式」とは、昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造の駐車施設をいいます。

7 「位置の特例の承認を受けている台数」とは、条例第26条第1項又は第2項の規定によりこの届出に係る建築物又はその敷地内に付置されたものとみなされる駐車施設の台数をいいます。

8 「駐車場整備地区」とは、駐車場法第3条第1項の規定による駐車場整備地区をいいます。

9 「基準日」とは、平成3年10月1日をいいます。

10 「特定用途」とは、商業系施設、事務所等又は工場等をいいます。

11 「商業系施設」とは、劇場、映画館、演芸場、観覧場、結婚式場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、百貨店その他の店舗、病院又は卸売市場をいいます。

- 12 「事務所等」とは、放送用スタジオ又は事務所をいいます。
- 13 「工場等」とは、公会堂、集会場、展示場、斎場、体育館、倉庫又は工場をいいます。
- 14 「非特定用途」とは、特定用途以外の用途をいいます。
- 15 この届出書には、既存駐車施設の配置図を添付してください。

第7号様式 (第22条の2関係)

公共交通利用促進措置実施状況報告書

(宛先) 京都市長	年 月 日
報告者の住所 (法人にあつては, 主たる事務所の所在地)	報告者の氏名 (法人にあつては, 名称及び代表者名)
	電話 —

公共交通利用促進措置の実施状況を報告します。		
建築物	所在地	
	名称	
代理者	住所 (法人にあつては, 主たる事務所の所在地)	
	氏名 (法人にあつては, 名称及び代表者名)	
		電話 —
直近に市長の承認を受けた公共交通利用促進計画	承認年月日	年 月 日
	承認番号	第 号
	公共交通利用促進措置の概要	
	公共交通利用促進措置の周知の方法	
	公共交通利用促進措置の実施状況	

実施状況の内容	駐車施設の稼働状況の変化 その他の効果の概要	
	公共交通利用促進措置の課題	
	上記課題の改善策	

注1 該当する口には、レ印を記入してください。

2 公共交通利用促進計画の承認を受け、駐車施設を付置することを要しない場合は、建築物の所在地の欄にその旨も記入してください。

3 駐車施設の稼働状況の変化その他の効果の概要の欄は、次に掲げる事項のうち、該当があるもの全てについて記入してください。

(1) 駐車施設の稼働状況の変化

(2) 自動車による来客数の変化

(3) 公共交通機関による通勤者数の変化

(4) 建築物の周辺の道路の混雑の状況（自動車が駐車施設に駐車するまでの平均待機時間等）の変化

(5) その他公共交通利用促進措置の実施及び駐車台数の引下げにより生じた効果

4 公共交通利用促進措置の課題の欄及び上記課題の改善策の欄は、公共交通利用促進措置の実施及び駐車施設の駐車台数の引下げにより課題が生じた場合に記入してください。

5 この報告書には、次に掲げる図書を添付してください。

(1) パンフレットその他の実施した公共交通利用促進措置の内容を明らかにする図書

(2) 公共交通利用促進措置の実施状況を撮影した写真

(3) 建築物の周辺の交通の状況を撮影した写真

(4) その他市長が必要と認める図書

第11号様式を第8号様式とする。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第21条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(都市計画局都市企画部都市計画課)